

意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
社団法人 日本内燃力発電設備協会 (NEGA)
日本検査キューエイ株式会社 (JICQA)
財団法人 日本自動車研究所審査登録センター (JARI-RB)
ペリー ジョンソン レジストラー インク (PJR)
小林好直
荻原清一
財団法人 日本品質保証機構 (JQA)
篠崎 厚志
HSB-J 技術管理者 石橋 俊二

JAB N410-2007D1 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	(社)日本内燃 力発電設備協 会	全般		G	<p>現行の JAB マークは、長年の実績により、すでに世間に広く認知されており、また、その運用管理についても問題なく実施されていると思われる。</p> <p>なぜ今更変える必要があるのか、しかも規制強化の方向に・・・。</p>	どうしても規則改正が必要であるならば、現行規則に比べ、出来るだけ負担とならないようお願いしたい。	今回の改定は、機関及び被認証組織への規制強化にはなっておりません。むしろ自由度を増すものです。また、新認定シンボルの変更につきましては、4年間の移行期間を設けておりますので、その期間中に徐々に変更していただければ結構です。
2	JICQA	その他	—	G	<p>前回の N410-2006 改定のパブコメでも JAB 殿に提案しましたが、N410 あまりにも頻繁 (2005、2006、2007 の 3 回と毎年) に改訂されております。</p> <p>その結果、50 の認証機関への負荷は別として、何万もの認証組織に対する迷惑や費用的な負担を掛けていることに JAB 殿は思いを致して改訂しているのでしょうか？</p>	<p>パンフレット、大型構造物 (看板や建屋など) で、QS から QMS への変更に続いて今回のシンボルの変更による再度の書換え費用を納得して貰うには大変な難渋が予想されます。</p> <p>JAB 殿もただパブコメを求めるだけでなく、本件に関し当事者として認証組織に理解を求める具体的且つ直接的な対策を講じていただきたい。</p>	No.1 参照

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
3	JICQA	N41 0-20 05	—	Q	ISO/IEC 17021 を先取りして QS から QMS へ JAB 認定シンボルを変更した N410-2005 の移行期間の終了が決定されていない。	JAB N410-2005 の移行期間を決定して通知する。又は、N410-2007 の移行期間予定の 4 年に併せて延長して、QS→QMS→今回改訂に対する組織の二度手間を回避する。	○ JAB N410-2005 の移行期間 (従来から変更なし) についても、JAB N410-2007 への移行要領とあわせて通知いたします。
4	JARI-RB			G	JAB から電子メールで配布された清刷り (電子データ) の解像度は極めて悪い。この機会に解像度を上げて欲しい。 ファイル形式についても jpg は止めて欲しい。	清刷りの配布はメール添付ではなく、CDROM 等で実施して欲しい。	本協会では、印刷及びウェブサイトにおける必要な解像度を満たすものとして、印刷用に bmp(300dpi)、ウェブサイト用に jpeg(90dpi)の清刷りファイルをお配りしておりますが、それ以上の解像度が必要である場合は、具体的にご相談いただければ対応させていただきます。また、配布の方法につきましては、今後 CDROM による配布も検討させていただきます。
5	JARI-RB			Q	N410-2006 では 7.2 項に「被登録組織及び供給者による使用」として使用条件等が明示されていたが今回の改定案では不明です。本件はどこで確認され担保されるのか?	2006 年版のように条項を復活させる。	△ 附属書 A A3.を新たに設け、被認証組織等の認定シンボルの使用について担保いたしました。
6	JICQA	07 認 総 第	1. c)	Q	認証組織に対する認定シンボル使用に関する詳細規定を削除しているが、認証機関に対する		この規則に則った管理方針で被認証組織等の認定シンボルの使用を

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		23号			規定と全て同じ内容と考えてよいか。 例：認証組織も「認定シンボルの認定プログラム略号を省略してよい」ということでしょうか。		管理していただくことになります。 附属書 AA3.をご参照ください。
7	ペリジョン ソンレジス トラーク (PJR)			G	認証機関に認証された組織などの認定シンボル使用に関する詳細規定(本文、付属書 A、付属書 D)が削除されているが、認証組織に対する使用規定は、現行の使用規定に準ずると考えてよいのか？削除せずにそのまま残した方が、使用基準が明確ではないのか？	認定シンボル使用に関する 詳細規定をそのまま残す。	× No.6 参照
8	JICQA	07 認 総 第 23号	1. c)	Q	認証組織に対する認定シンボルの使用規定を削除とあるが、その理由を明記して欲しい。		被認証組織等の、認定シンボルの使用を含む認証の言及につきましては、認定の基準で要求されている程度において、各機関で管理方針をもち、管理していただければよく、本協会が事細かな規定をする必要はないとの判断に基づきます。 (参考) ISO/IEC 17021 8.4.1
9	JICQA	07 認 総 第 23号	2.	G	移行期間の起点を明記して欲しい。または、移行期間を移行認定後 4 年間としていただきたい。		△ 07 認総第 48 号にて、移行期間の詳細を明記いたしております。移行期間を移行認定後 4 年間にしますと、期限が機関によってまちまちとなり、混乱を招くおそれがございます

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
							ので、一律の期限といたしました。
10	JICQA	同上	2.	T	移行期間は4年とする予定である。	制定日同様、N410 内に移行期間を明示する。	× No.9 参照
11	小林好直	N410 2007		G	JAB マークを改訂する件についてですが、移行期間を4年とする事です。期間を区切られてしまうと、現状製作してある物品が無駄になってしまふのと、製作変更するにも時間が取られその上コストUPに繋がってしまいます。また、途中から移行すると新旧の識別等においてトラブルを起こす原因に成りかねない。環境活動を行なっている中で、資源の無駄になってしまいあまり喜べないと思います。	「新規に製作する時点から逐次変更」	× 移行期間の4年間の間に「新規に製作する時点から逐次変更」していただくことが可能です。
12	荻原清一	N 4 1 0 2 0 0 7			認定シンボルを改訂する件につき 「移行期間を4年とする」条項について 移行期間を区切られてしまえば、マークを使用している物品の在庫がムダになる、又は修正に手間がかかり、コストアップになる。 また資源のムダ使い・環境負荷向上へもつながり非常に良くないと思う。 マークを使用するとき、新旧の識別不備等が発生し、トラブルノ原因にもなり得ると思います	代替案 「新規に製作する時点より逐次変更する」	No.11 参照
13	JQA	1 適用 範囲		G、Q	1 適用範囲では「この規則は---認証機関---が使用する場合の---表示---について定める」とあり、被登録組織に関する規定が全て削除されて	被登録組織のシンボルの使用につき明確な対応をすべきと考えます。本規則で対応	△ 認証組織に固有の内容ですので、附属書 A に規定するのが適当です。附

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		5 認 定 シ ン ボ ル の 使 用			<p>いるが、この部分は別立ての規則が発行されるのか？</p> <p>または5.2という管理方針を認証機関が持てば被登録組織は使用することができるのか？ (そうであれば1と5.2は矛盾した内容となるが。)</p> <p>尚、6.2.2、7.2.3における「他者」は(被登録組織ではなく)印刷業者等を念頭においていると思われるがそれでよいか？</p>	<p>するなら、該当条項を規定すべきと考えます。例えば認証機関が管理方針を持てばよいのであれば</p> <p>「5.7 認定された機関は、被登録組織および供給者に認定シンボルを使用させることができる。この場合、その管理方針を持たなければならぬ。」</p> <p>この場合5.2は</p> <p>「認定された機関は、自己が認定シンボルを使用する場合その管理方針を持たなければならぬ」として、5.2は認定された機関の自己使用のケースを、5.7は被登録組織の使用を規定するほうがわかりやすいと思われます。</p>	<p>属書 A A3.を新たに設け、被認証組織等の認定シンボルの使用について担保いたしました。</p> <p>6.2.2、7.2.3 における「他者」は印刷業者等もちろん含みますが、文字どおりの意味での「他者」です。</p>
14	篠崎 厚志				<p>J A B のシンボルマーク内に J A B の文字が入っていれば更にその直下に J A B の文字は入れなくても良いと思います。</p> <p>シンボルマークと認可分類 認可番号とすれ</p>		<p>×</p> <p>本協会の認定シンボルは、本協会のロゴをベースにデザインしており、ご提案のようなデザインへの変更</p>

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					ばデザイン的にすっきりします。		は予定いたしておりません。
15	JICQA	3.2	1	Q	ロゴは本協会の登録商標と説明しているが 3.1 の認定シンボルにはその説明がない。 認定シンボルは、登録商標はされていないのでしょうか。		認定シンボルは商標登録しておりません。商標登録しているのは、本協会のロゴのみです。
16	JICQA	図 2	—	G	図 2 認定シンボルの構成とは、図 2 全体を指すものと思われるが、構成の一部を認定シンボルと定義するのは不可思議である。	図 2 のタイトルを「認定シンボル、認定プログラム略号及び認定番号の構成」と変更する。 又は、図 2 内の認定シンボルを「本協会のロゴ相当部」と変更する。	○
17	JICQA	4.1 と 図 2、図 3	1	G	N410-2007 には、認定プログラムの種類の説明(正式名称)や定義(規格名)及びその略号の対応が全く存在せず、図 2 と図 3 の例示でしか類推できない。	MS の認定プログラムの場合、QMS、EMS、ISMS、ITSMS、ASQS、TL9000 等の正式認定プログラム名称と規格名及び略号を明示して定義する。	△ 3.3 表 1 に、認定プログラム略号の欄を追加し、対応関係を明確にいたしました。
18	JICQA	4.1 と 図 3		Q	「認定プログラム略号」のフォント、ポイントの規定はないが、N410-2006 と異なっている。 貴協会から提供される「清刷」には、認定プログラム略号が含まれているのでしょうか。		「清刷」には、機関によって変更がある認定番号及び認証機関の認定プログラム略号は含まれていません。各機関にて適宜記入の上認定シンボルを使用してください。
19	JICQA	4.1		E	<複数のマネジメントシステム>の表示例	英文字表示のため、「QMS」	○

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
		と 図 3			「QMS、FSMS」、「CMXXX、CFSXXX」	FSMS」、「CMXXX、 CFSXXX」にする。	
20	JICQA	4.1	1	E	「認定プログラム」及び認定番号を組み合わせて表示しなければならない。	認定プログラムを「認定プログラム略号」に変更する。	○
21	JICQA	4.1	2	E	認証機関は、「認定プログラム」を表示しなくてもよい。	認定プログラムを「認定プログラム略号」に変更する。	○
22	JICQA	4.1	2	G	認証機関は、認定プログラム略号(上記により略号を追加)を表示しなくてもよいと規定されている。然し、図3の表示例からFSMSや複数MSの場合は、「認定プログラム略号」を表示する必要があるように理解される。	図3のFSMSや複数MSの場合にも、認定プログラム略号を省略した実施例を追加する。 又は、表示する必要があるならば、4.1にその旨の文言を追加する。	○ FSMSや複数MSの場合にも、認定プログラム略号を省略した実施例を追加いたしました。
23	PJR	4.1	2	Q	『認証機関は、認定プログラムを表示しなくてもよい。』とあるが、認証された組織も認定プログラム略号を表示しなくてもよいのか？		被認証組織等も、認定プログラム略号を表示しないで認定シンボルを使用することができます。
24	HSB-J 技術管理者 石橋 俊二	4.1	3	G	「・・・。認定シンボルの表示例は、図3に示すとおりである。」と規定されていますが、図3の表示例は、従来の認定シンボルと異なっています。この規定のままだと従来の認定シンボルを使用した印刷物が使用できなくなり、その影響は非常に大きなものとなります。	従来の認定シンボルも使用可能とするため、図3に従来の認定シンボルを追加表記していただきたい。	× この規則には、最新の認定シンボルのみを記載いたしますが、移行期間(07認総第48号参照)中は、従来の認定シンボルを使用することに問題はありませぬ。
25	JQA	4 . 1		Q	現在は認定番号は規格により異なっているが 今後は機関により統一されるのか？		その方向です。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者(敬称略)	条項No.	行No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
26	(社)日本内燃 力発電設備協 会	4.2	3行 目	Q	「..それら相当、」とは、現行規則の「近似色」と同等と解釈してよいか。	左記コメントの解釈どおりであれば問題ないが、異なる意味合いとしての表現であれば、現行規則どおり「近似色」としてほしい。	貴機関の解釈のとおりです。
27	JICQA	4.2	7	E	「認定プログラム」及び認定番号の色は黒色とする。	認定プログラムを「認定プログラム略号」に変更する。	○
28	JICQA	4.2	8	E	「認定シンボル」及び認定番号の全体を・・・同一の色で表示してもよい。	認定シンボルは全体構成で認定番号まで包含しており、認定シンボル部を「本協会のロゴ相当部」に変更する。	△ この項及び図2認定シンボルの構成の書き方を修正して対応いたしました。
29	JICQA	4.2	8	T	「認定シンボル及び認定番号の全体を・・・同一の色で表示してもよい。」とあるが、この1行上に認定プログラム略号(上記により略号を追加)及び認定番号の色は黒色とすると規定されており、これでは実質的に黒の単色刷りしか許容されなくなってしまう。	「認定ロゴ、認定プログラム略号及び認定番号の全体」を・・・同一の色で表示してもよいと変更する。	△ 当該規定は、単色刷りの色が何色であってもよいという意図でしたが、誤解を招くようですので、意図が明確に伝わるように表現を改めました。
30	JQA	5 . 3		Q	認定シンボルの使用については、従来に比し大きく制限し「認定に関する文書」等3種に限るようにも読めるがその理由は何か？ この制限と付属書 D.D2 e)とは矛盾する。 また5ではウェブサイトでの使用にふれていない(許可していない?)がそれ用の清刷があるのはなぜか?(ウェブサイトでの使用を許可		ご指摘のような意図はございませんでしたが、誤解を避けるため、5.4を新たに設け、「認定に関する文書」等3種以外での使用について言及いたしました。

注：コメント区分には、必ず「G(全般に関するコメント)」、「T(技術的コメント)」、「E(編集上のコメント)」又は「Q(質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	JAB 事務局処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					するのであれば5にて明確に規定すべき。その他宣伝用資料、名刺等も同様)		
31	(社)日本内燃 力発電設備協 会	7.2.1	2行 目	T	「..本協会の指示に従い、」とあるが、指示の内容によっては、当協会の都合もあり、従えない可能性もある。	「本協会の指示に従い」の文 言は削除願いたい。	○

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。